

あいはぐパスポート協賛店登録基準

1 趣旨

あいはぐパスポート協賛店（以下「協賛店」という。）の登録については、あいはぐパスポート事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるほか、下記のとおり取り扱うこととする。

2 登録基準

県は、実施要領第6条の登録を行うに当たっては、次の基準によりその適否の判断を行う。

- (1) 取組の目的が、実施要領第1条の趣旨に合致していること
- (2) 次のいずれかに該当する取組であり、利用者が、常時または定期的にサービスを受けられるなど、継続性のあるものであること
 - ア 新婚世帯等が経済的に優先される商品やサービスの開発・提供
 - イ その他結婚支援に関する取組
- (3) 次のいずれかに該当する事業所または取組は、登録しない。
 - ア 政治活動または宗教活動に関するもの
 - イ 法令その他公序良俗に反するもの
 - ウ 虚偽や誇張があるなど事実と異なるもの
 - エ 第三者の権利や財産を侵害するおそれのあるもの
 - オ 人種、国籍、職業、性別、思想、信条、障害等により不当に人を差別し、または差別を助長するおそれのあるもの
 - カ 特定の団体またはごく少数の消費者を対象とするもの
 - キ 新婚世帯等への支援として適当でないもの
 - ク その他協賛店として適当でないと県が認めるもの

3 その他

- (1) 県は、登録内容について、必要に応じて現地確認をすることができるものとする。
- (2) 登録後において、登録基準に反することが明らかとなった場合には、県は、予告なく登録を抹消することができるものとする。
- (3) 協賛店は新婚世帯等を応援するサービス等を提供する際は、合理的な範囲で新婚世帯等であること等の確認を求められることができるものとする。

付 則

この基準は、平成30年12月10日から適用する。